消費税率改定に伴う水道料金・下水道使用料・簡易水道料金

の経過措置について

令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられるのに伴い、水道料金・下水道 使用料・簡易水道料金の改定をさせて頂きます。

ただし、9月30日以前から継続して水道・下水道・簡易水道をご利用のお客様は、次 のような経過措置が適用されます。

偶数月検針の場合

令和元年12月検針分から10%の消費税率が適用されます。

| 検針月 | 適用税率 | 8月 | 9月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1月 |
|---------|------|-------|--------|-------|-------|------|----|
| 10 月検針分 | 8% | ★ ← 傾 | 使用期間 → | * | | | |
| 12 月検針分 | 10% | | | ★ ← 使 | 用期間 → | * | |

★は検針日

奇数月検針の場合

令和2年1月検針分から10%の消費税率が適用されます。

| 検針月 | 適用税率 | 8月 | 9月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1月 |
|---------|------|-------------|----|------|-------|-------|----|
| 11 月検針分 | 8% | ★← 使用期間 → ★ | | | | | |
| 1月検針分 | 10% | | | | ★ ← 使 | 用期間 → | * |

★は検針日

(ご注意)

※令和元年10月1日以降に使用を開始されるお客さまは、当初から新税率適用(10%) の料金・使用料となります。

※令和元年9月から使用を開始した場合、あるいは転居等に伴う中止精算など、一部11 月検針分から新税率適用(10%)になる場合があります。

お問い合わせ先

水道料金・下水道使用料について 上下水道局水道部営業課 ☎ 270-9108

25 251-1132

簡易水道料金について 上下水道局水道部水道施設課葵北施設係

2 207-9470